

## 浜松市高額介護サービス費受領委任払い実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項の高額介護サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）が償還払いであるので、支払が行われるまでの間に生じる被保険者の負担を軽減するため、浜松市内に所在する法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び第25項に規定する介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設を含む。））（以下「介護保険施設」という。）から法第48条第1項に規定する施設介護サービス（以下「施設介護サービス」という。）の提供を受ける被保険者（以下「入所者」という。）の高額介護サービス費について、浜松市を通じ介護保険施設へ受領委任払いを行うことを目的とする。

### (対象者等)

第2条 高額介護サービス費の受領委任払いを受けることができる者は、施設介護サービスを利用し、高額介護サービス費の支給が見込まれる入所者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、公費負担との併用で費用負担が発生しない入所者を除く。

- (1) 給付制限を受けていないこと。
- (2) 単身世帯であること。
- (3) 介護保険施設の同意を得ていること。
- (4) 入所している施設の施設介護サービス以外の介護サービスを利用していないこと。

2 高額介護サービス費を受領委任払いする金額は、入所者が受ける高額介護サービス費の支給額とする。

### (承認の申請)

第3条 高額介護サービス費の受領委任払いを受けようとする者は、あらかじめ介護保険施設の同意を得たうえで、「高額介護サービス費受領委任払承認申請書」（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (支給又は不支給の決定)

第4条 受領委任払いに係る高額介護サービス費の支給決定については、入所者あてに「高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書〔受領委任〕」を送付する。

### (その他)

第5条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。